

公益活動

—もう始めていますか?—

2004年4月1日、「公益活動等に関する会規」が施行された。同会規は、昨年12月16日開催の臨時総会において可決承認されたもので、いわゆる公益活動等の義務化を定めている。

弁護士自治の確保と市民への法的サービスの充実をはかるため、会員に公益活動等への参加が求められている。

「公益活動等の義務化」制度の概要

1. 参加を義務化する公益活動等（会規第2条1項）

会員は1年度に次の活動のうち、少なくとも1つに参加し、その活動を負担する義務があります。

- ①委員会活動
- ②法律相談活動
- ③国選弁護（国選付添）活動
- ④当番弁護（少年当番）活動
- ⑤法律扶助活動

2. 参加義務の程度（同第2条2項）

1つの活動を少なくとも1回行ないます。但し、委員会活動については、同一委員会活動に年4回以上参加する必要があります。

3. 義務免除対象者（同第3条1, 2項）

義務免除対象者は次の会員です。

- ①満70歳以上の会員（同条1項）
- ②以下の事由による一定期間の申請義務免除者（同条2項）
 - イ. 病気・出産・これに準じる事由
 - ロ. 留学・海外勤務・その他国内非居住者
 - ハ. 会則第27条5項又は6項による会費減免者
 - ニ. その他相当理由が認められる者

4. 参加したものとみなす制度（同第3条3, 4項）

次の場合は公益活動等に参加したものとみなします。

- ①次の職務に就任している者（就任している年度）（同条3項）
 - イ. 本会の会長、副会長、監事、常議員及び嘱託

- ロ. 日弁連の会長、副会長、理事、監事、代議員、事務総長、事務次長及び嘱託

- ハ. 関弁連の理事長、副理事長、理事及び監事

- ニ. 司法研修所の教官及び所付弁護士

- ホ. 司法修習生の個別指導担当者

- ヘ. 法科大学院の専任教員（含む、みなし専任教員）

- ②「1. ①～⑤」の参加義務にかえて、申告に基づき公益活動等負担金（金5万円）を納付した場合（義務の代替履行としての公益活動等負担金制度、同条4項）

5. 配慮義務（同第4条）

会員（弁護士法人会員を含む）は、その所属する会員に公益活動等への参加を積極的に促し、又は、会員が参加できるように協力する義務があります。

6. 勧告・指導・公表制度（同第5条）

- ①勧告制度（同条1項）

会長は、義務不履行者（活動不参加、かつ、代替履行制度の公益活動等負担金も納付しない）に対し改善の勧告をすることができます。

- ②指導制度（同条2項）

会長は、配慮義務（第4条）を履行しない会員又は弁護士法人を指導することができます。

- ③公表制度（同条3, 4項）

会長は、勧告・指導に従わない会員（弁護士法人会員を含む）に弁明の機会を与えた上で氏名等を弁護士会館内に公表できます。

* 「公益活動等に関する会規」全文はP.8-9に掲載

「公益活動等義務化会則」をめぐる、 いくつかの重大な誤解 について

誤解その1

司法改革審議会の意見書という「外圧」によって義務化規定を置くなんて、情けない。

公益活動等の義務化問題は、1998年に施行された会員の「公益活動等に関する会規」があるにもかかわらず、国選弁護登録・当番弁護士登録数の伸び悩み、一部特定会員による弁護士会会務過重負担という実情の中で、数年来、理事会で重要課題として取り上げられ続けていたのです。

2002年4月に会内団体有志による弁護士会将来構想懇談会からポイント制度導入の建議書がありました。2002年度の理事者は同年8月に、ポイント制を伴う公益活動の義務化に関する調査研究を諮問していた総務委員会から6人の委員を公益活動等の義務化を果たした大韓弁護士協会、ソウル地方弁護士会に調査のため派遣しました。2003年2月には具体的な「ポイント制」というひとつの案を提示し、そして最終的には同年12月、ようやく実を結んだ、というのが真相です。司法制度改革審議会の意見書もこれを後押しした一面はあったと思います。

誤解その2

わたしは住民訴訟の原告弁護団として長いこと活動している。数年前に10万円の着手金をもらったきりで、報酬をもらっていないのはもちろん、費用もすべて自腹だ。これが「公益活動」にはあたらないとは何事か！ わたしが私利私欲をむさぼっているというのか！

よく寄せられる疑問です。会規で定めた事項は、多数の公益活動のうち、最低限これだけは、義務を課してでも、会員みんなできちんと取り組んでいくべきだろう、というものです。会規で定めた事項が公益活動のすべてでもなけ

れば、公益活動のうち特に価値の高いもの、というわけでもありません。一般市民の弁護士に対する期待という観点や弁護士自治の観点から、今、求められているものの一部を「コア」として義務化したのです。

「そもそも『公益(活動)』とは何ぞや」という抽象論は、個人の価値観と密接に結びついており、弁護士会として結論を出すことは不可能です。そこで、あえて、この定義をめぐる議論はやめ、弁護士会が義務化してまでも会員全員で負担すべきいくつかの事柄を称して「公益活動等」と名づけました。「等」という字句にはそのような意味合いが込められているのです。

誤解その3

5万円のペナルティさえ払えば義務を免れるというのはいかがなものか。

5万円の負担金は、「ペナルティ」「制裁金」「反則金」の類ではありません。いわば「お金による貢献」「資金面での協力」です。本来であれば、時間や労力を提供すべきところ、どうしてもそれができない事情のある会員には、別のものを提供してもらいましょう、別の形で協力してもらいましょう、ということなのです。5万円の支払いにより義務を免除されるのではなく、義務の一履行態様として5万円を支払うのです。ただし、義務履行の態様は、あくまでも、公益活動等に体を使って「参加」するのが本来の形です。

誤解その4

多くの会員が国選弁護登録や法律相談員登録をしないのはなぜか、委員会活動をしないのはなぜか、きちんとその理由を分析したのですか。そうした調査・分析をしないで「義務化」だけしても活動は活性化しないとします。

.....

調査分析は行ないました。渉外事務所弁護士、若手勤務弁護士、企業内弁護士等に公益活動検討協議会のプロジェクトチームに加わってもらい、直接意見交換を行ないました。その結果、まずは公益活動等に参加するきっかけを作ることが大切だということがわかったのです。

渉外事務所弁護士のひとは、「公益活動等」義務化について、「なぜボランティア活動を義務化するのか」と反対の立場でしたが、このプロジェクトチームには非常に熱心に参加していました。結局、「公益活動等」に積極的な会員が周囲にいなかったため、参加する機会を逸し、食わず嫌いになっていたのです。

また、若手勤務弁護士の中には「ボス弁」の理解が得

られず「公益活動等」から足が遠のいている会員が少なくありませんでした。そうした若手は、義務化によって「公益活動等」に参加しやすくなる、と歓迎していました。

今回の会規改正により、参加する機会、知る機会は作りました。今度は、それを如何に自発的・積極的・持続的な参加に結びつけるか、という問題です。「公益活動等」の「義務化」は第一歩で、活性化問題は、次の一歩ということになります。「参加したけど、やっぱりつまらない」「義務だからしぶしぶきている」ということのないようにするためにはどうすればよいか、それが今後の課題です。

.....

(瀬川徹前副会長にインタビュー
構成：古椎庸文、鹿野真美)